

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成28年6月14日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス宮古千徳店 宮古市板屋二丁目1番2ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成28年3月1日

オ 変更の理由 株式会社ジョイス及び株式会社ベルプラスが合併し、商号及び代表者を変更する為

(2) 届出年月日 平成28年6月2日

(3) 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ベルジョイス

(イ) DCMホームマック株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフルタウンかまいし 釜石市新町14番48号

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

エ 変更の年月日

(ア) 平成28年3月1日ほか

(イ) 平成28年3月1日ほか

オ 変更の理由

(ア) 設置者の商号及び代表者の変更

(イ) 株式会社ジョイス及び株式会社ベルプラスが合併し、商号及び代表者を変更する為

(2) 届出年月日 平成28年6月2日

(3) 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所